

「接続機器レンタル規約」新旧対照表

改定前（2011年9月1日付）	改定後（2013年9月3日付）
<p>第1条（規約の適用）</p> <p>1. 本規約は、ソフトバンク BB 株式会社（以下「当社」といいます。）が提供する各ブロードバンド・サービスを利用することを目的として接続機器のレンタルを受ける会員に適用されるものとします。</p> <p>2. 接続機器を会員にレンタルするにあたり、本規約に定めのない事項については、会員が利用する各ブロードバンド・サービスについて当社が定めるサービス規約（以下「BBサービス規約」といいます。）が準用されるものとします。</p>	<p>第1条（規約の適用）</p> <p>1. 本規約は、ソフトバンク BB 株式会社（以下「当社」といいます。）が提供する各ブロードバンド・サービスを利用することを目的として、各ブロードバンド・サービスの会員であって、モデム、無線 LAN カードまたは地デジチューナー（以下「各接続機器」といいます。）のレンタルを受ける会員に適用されるものとします。なお、地デジチューナーを利用するにあたっては、当社より提供する専用のアプリケーション（以下「指定アプリ」といいます。）を使用する必要があります。</p> <p>2. 各接続機器を会員にレンタルするにあたり、本規約に定めのない事項については、会員が利用する各ブロードバンド・サービスについて当社が定めるサービス規約（以下「BBサービス規約」といいます。）が準用されるものとします。</p>
<p>第2条（接続機器のレンタル）</p> <p>1. 当社は、接続機器のレンタルを希望する会員に対し、接続機器をレンタルします。</p> <p>2. 会員にレンタルする接続機器は、会員が利用するブロードバンド・サービスに応じて当社が選択・決定するものとします。また、会員にレンタルされる接続機器は、第8条の場合を除き、変更、取替えができないものとします。</p>	<p>第2条（各接続機器のレンタル）</p> <p>1. 当社は、各接続機器のレンタルを希望する会員に対し、各接続機器をレンタルします。</p> <p>2. 会員にレンタルする各接続機器は、会員が利用するブロードバンド・サービスに応じて当社が選択・決定するものとします。また、会員にレンタルされる各接続機器は、第8条の場合を除き、変更、取替えができないものとします。</p> <p>3. 地デジチューナーのレンタルの申し込みを行った場合、無線 LAN カードのレンタル契約の申し込みがなされたものとします。</p>
<p>第3条（レンタル契約の成立及び終了）</p> <p>1. レンタル契約の申し込みは、予め本規約に同意の上、当社が定める方法により、当社に対し行うものとします。</p>	<p>第3条（各接続機器のレンタル契約の成立及び終了）</p> <p>1. 各接続機器のレンタル契約の申し込みは、予め本規約に同意の上、当社が定める方法により、当社に対し行うものとし、当該レンタル契約は、会員がレンタルを希望する各接続機器毎に成立するものとします。</p>

2. レンタル契約は当社がレンタル契約の申し込みを承諾した日に成立するものとします。

3. 前項にかかわらず、第5条のレンタル料金の発生時期はBBサービス規約に準じるものとします。但し、BBサービス規約の契約成立後に無線LANカードのレンタルを申し込んだ場合のレンタル料金は、その申込日から起算して7日後が属する月の翌月1日から発生するものとします。

5. 前項の定めにかかわらず、無線LANカードのレンタル料金については、レンタル契約終了日が属する月の月末まで発生するものとします。

6. (i) 会員が会員たる地位を喪失した場合、(ii) 本規約が会員に適用される時点において当社が会員に提供しているいずれかのブロードバンド・サービス(BBフォンサービスを含みます。以下、本項において同じ。)の種類の変更(但し、本条第7項による場合を除きます。)もしくは終了を会員が申し出た場合もしくはかかるいずれかのブロードバンド・サービスの提供を当社がBBサービス規約に従って終了させた場合、(iii) ブロードバンド・サービスの利用契約が成立しなかった場合または(iv) 会員が本規約に基づき複数の接続機器をレンタルしているときで、会員がその一部の接続機器に関するレンタル契約について解約を申し出た場合には、本規約に基づく接続機器のレンタル契約は当然に終了するものとします。但し、上記(ii)の場合において、会員が当該レンタル契約終了時において当社の提供する他のブロードバンド・サービスの継続を希望する場合、または上記(iv)の場合において、会員が解約を申し出た接続機器以外の接続機器についてのレンタル契約の継続を希望する場合には、当社は、当該会員に対し、適切な接続機器を本規約に定める条件により別途レンタルするものとします。本項において、「当社」とは、本規約が第12条に基づき第三者に譲渡または信託された後においても、ソフトバンクBB株式会社を意味するものと

2. 各接続機器のレンタル契約は当社がレンタル契約の申し込みを承諾した日に成立するものとします。

3. 前項にかかわらず、第5条のレンタル料金の発生時期はBBサービス規約に準じるものとします。但し、BBサービス規約に基づくブロードバンド・サービスの利用契約成立後に無線LANカードまたは地デジチューナーのレンタルを申し込んだ場合のレンタル料金は、その申込日から起算して7日後が属する月の翌月1日から発生するものとします。

5. 前項の定めにかかわらず、各接続機器のレンタル料金については、各接続機器のレンタル契約の終了日が属する月の末日まで発生するものとします。

6. 本規約に基づく各接続機器のレンタル契約は下記事由が発生した日の属する月の末日をもって当然に終了するものとします。

(1) 会員が会員たる地位を喪失した場合

(2) 事由の如何を問わず、ブロードバンド・サービス(BBフォンサービスを含む以下、本項において同じ。)が終了された場合

(3) ブロードバンド・サービスの利用契約が成立しなかった場合

なお、無線LANカードのレンタル契約のみ解約した場合は、本規約に基づくモデムのレンタル契約は終了しないものとし、地デジチューナーのレンタル契約のみを解約した場合も、本規約に基づく無線LANカードのレンタル契約、モデムのレンタル契約は終了しないものとします。

会員が各接続機器のレンタル終了時において当社の提供する他のブロードバンド・サービスの継続を希望する場合、当社は、当該会員に対し、適切な各接続機器を別途定める条件によりレンタルするものとします。本項において、「当社」とは、本規約に基づく権利が第12条に基づき第三者に譲渡または信託された後においても、ソフトバンクBB株式会社を意味するものとします。

<p>行為を第三者に委託することができるものとします。</p> <p>2. 会員は、当社に支払うべき金額を支払期日を経過しても支払わない場合には、延滞金額に対する支払期日の翌日から起算して支払の日の前日までの間について、年 14.6%の割合で計算した額を延滞利息として当社の定める方法により支払うものとします。</p>	<p>び受領行為を第三者に委託することができるものとします。</p> <p>2. 会員は、当社に支払うべきレンタル料金等の金額を、支払期日を経過しても支払わない場合には、延滞金額に対する支払期日の翌日から起算して支払の日の前日までの間について、年 14.6%の割合で計算した額を延滞利息として当社の定める方法により支払うものとします。</p>
<p>第7条（会員の義務）</p> <p>1. 会員は、善良なる管理者の注意をもって、維持、管理するものとし、接続機器の利用にあたって以下の行為を行ってはならないものとします。</p> <p>(1) 接続機器の第三者への譲渡、質入れ、転貸その他の処分</p> <p>(2) 接続機器の分解、解析、改造、改変等</p> <p>(3) 接続機器の損壊、破棄、紛失、滅失等</p> <p>(4) 接続機器の著しい汚損（シール貼付、削切、着色など）</p> <p>(5) 契約外の不正使用</p> <p>(6) 接続機器の説明書に記載されている禁止事項に該当する行為</p> <p>(7) 接続機器の日本国外持ち出し</p> <p>2. 前項の禁止行為の一に該当すると当社が判断した場合、会員は別途定める「違約金」または「修理交換料金を」当社の定める方法により支払うものとします。但し、当社が別途提供するオプションサービスの適用により、当社より接続機器の修理交換を受ける場合はこの限りではありません。</p>	<p>第7条（会員の義務）</p> <p>1. 会員は、善良なる管理者の注意をもって、維持、管理するものとし、各接続機器の利用にあたって以下の行為を行ってはならないものとします。</p> <p>(1) 各接続機器の第三者への譲渡、質入れ、転貸その他の処分</p> <p>(2) 各接続機器の分解、解析、改造、改変等</p> <p>(3) 各接続機器の損壊、破棄、紛失、滅失等</p> <p>(4) 各接続機器の著しい汚損（シール貼付、削切、着色など）</p> <p>(5) 契約外の不正使用</p> <p>(6) 各接続機器の説明書に記載されている禁止事項に該当する行為</p> <p>(7) 各接続機器の日本国外持ち出し</p> <p>2. 前項各号の禁止行為の一に該当すると当社が判断した場合、会員は別途定める「違約金」または「修理交換料金を」当社の定める方法により支払うものとします。但し、当社が別途提供するオプションサービスの適用により、当社より各接続機器の修理交換を受ける場合はこの限りではありません。</p>
<p>第8条（故障等）</p> <p>1. 会員にレンタルされた接続機器が正常な使用状態で故障、破損または滅失等（以下「故障等」といいます。）により正常に動作しなくなった場合、当社は、当該接続機器を正常な接続機器と取り替えます。この場合、会員は当社が別途定める方法に従い、故障等の生じた接続機器を当社が指定する場所に送付するものとします（接続機器が全部滅失して送付が不能な場合を除きます。）。なお、接続機器の故障、破損等</p>	<p>第9条（故障等）</p> <p>1. 会員にレンタルされた各接続機器が正常な使用状態で故障、破損または滅失等（以下「故障等」といいます。）により正常に動作しなくなった場合、当社は、当該各接続機器を正常な各接続機器と取り替えます。この場合、会員は当社が別途定める方法に従い、故障等の生じた各接続機器を当社が指定する場所に送付するものとします（各接続機器が全部滅失して送付が不能な場合を除きます。）。なお、各接続機器の故障、</p>

<p>が会員の責めに帰すべき事由によるときは、会員は、別途定める「修理交換料金」及び当社が故障等の原因調査、または取り替え等の必要な措置に要した費用の一切を負担するものとします。但し、当社が別途提供するオプションサービスの適用により、当社より接続機器の修理交換を受ける場合はこの限りではありません。</p> <p>2. 接続機器の故障等に関する当社の責任は、前項に定める対応を実施すること以外一切責任を負わないものとします。</p> <p>3. 接続機器の故障、破損、紛失または滅失等が火災、地震、落雷、風水害、その他天災地変、または異常電圧などの外部的要因その他の不可抗力による場合は、会員は、別途定める「修理交換料金」及び当社が故障等の原因調査、または取り替え等の必要な措置に要した費用の一切を負担するものとします。但し、当社が別途提供するオプションサービスの適用により、当社より接続機器の修理交換を受ける場合はこの限りではありません。</p>	<p>破損等が会員の責めに帰すべき事由によるときは、会員は、別途定める「修理交換料金」及び当社が故障等の原因調査、または取り替え等の必要な措置に要した費用の一切を負担するものとします。但し、当社が別途提供するオプションサービスの適用により、当社より各接続機器の修理交換を受ける場合はこの限りではありません。</p> <p>2. 各接続機器の故障等に関する当社の責任は、前項に定める対応を実施すること以外一切責任を負わないものとします。</p> <p>3. 各接続機器の故障、破損、紛失または滅失等が火災、地震、落雷、風水害、その他天災地変、または異常電圧などの外部的要因その他の不可抗力による場合は、会員は、別途定める「修理交換料金」及び当社が故障等の原因調査、または取り替え等の必要な措置に要した費用の一切を負担するものとします。但し、当社が別途提供するオプションサービスの適用により、当社より各接続機器の修理交換を受ける場合はこの限りではありません。</p>
<p>第9条（任意の買収）</p> <p>1. 会員は、接続機器を任意に買収することができるものとします。この場合、会員は、新品の接続機器（以下「新規接続機器」といいます。）のみ買収ことができ、レンタルしている接続機器は第10条第1項の定めに従い当社に返還するものとします。新規接続機器の価格の算定、買取代金の支払期日は別途定める「買取価格一覧表」に従うものとします。なお、会員が本規約に基づき複数の接続機器をレンタルしている場合、当社は会員によるいずれか一つのみの新規買収をお断りする場合があります。また、当社が会員に提供しているブロードバンド・サービスによっては、新規接続機器の買収ができない場合があります。</p> <p>2. 前項の買収の申し込みは、会員が当社所定の方法に従い当社に通知して行うものとします。この場合、接続機器のレンタル契約は、買取申込日の属する月の末日をもって終了するものとし、同日をもって会員と当</p>	<p>第9条（任意の買収）</p> <p>1. 会員は、各接続機器を任意に買収することができるものとします。この場合、会員は、新品の各接続機器（以下「新規各接続機器」といいます。）のみ買収ことができ、レンタルしている各接続機器は第10条第1項の定めに従い当社に返還するものとします。新規各接続機器の価格の算定、買取代金の支払期日は別途定める「買取価格一覧表」に従うものとします。なお、会員が本規約に基づき複数の各接続機器をレンタルしている場合、当社は会員によるいずれか一つのみの新規買収をお断りする場合があります。また、当社が会員に提供しているブロードバンド・サービスによっては、新規各接続機器の買収ができない場合があります。</p> <p>2. 前項の買収の申し込みは、会員が当社所定の方法に従い当社に通知して行うものとします。この場合、各接続機器のレンタル契約は、買取申込日の属する月の末日をもって終了するものとし、同日をもって</p>

<p>社との間に新規接続機器の売買契約が成立するものとし、買取代金の支払期日までに買取代金の支払がない場合、当社は、催告の上、相当期間経過後に当該売買契約を解除することができるものとします。</p>	<p>会員と当社との間に新規各接続機器の売買契約が成立するものとし、買取代金の支払期日までに買取代金の支払がない場合、当社は、催告の上、相当期間経過後に当該売買契約を解除することができるものとします。</p>
<p>第 10 条 (各接続機器のレンタル契約終了等に伴う返還)</p> <p>1. 本規約に基づく接続機器のレンタル契約が終了した場合、「BBサービス規約」に基づく利用休止期間が12ヶ月を超えた場合、または第9条の定めに従い新規接続機器の買取りを行った場合、会員は、接続機器を当社に返還するものとします。なお、接続機器返還先住所については別途定めるものとし、この場合返還に要する費用は会員の負担とします。また、かかる返還が完了するまでの間に接続機器に故障等が発生した場合、当該接続機器の修理交換料金等は会員の負担とします。</p> <p>2. 事由の如何を問わず接続機器のレンタル契約が終了した日または「BBサービス規約」に基づく利用休止期間が12ヶ月を超えた日の属する月の翌月20日(20日が土日祝祭日の場合は翌営業日)までに接続機器が当社に返還されなかった場合、会員は、別途定める「違約金」を当社の定める方法により支払うものとします。</p>	<p>第 10 条 (各接続機器のレンタル契約終了等に伴う返還)</p> <p>1. 本規約に基づく各接続機器のレンタル契約が終了した場合、「BBサービス規約」に基づく利用休止期間が12ヶ月を超えた場合、または第9条の定めに従い新規各接続機器の買取りを行った場合、会員は、各接続機器を当社に返還するものとします。なお、各接続機器返還先住所については別途定めるものとし、この場合返還に要する費用は会員の負担とします。また、かかる返還が完了するまでの間に各接続機器に故障等が発生した場合、当該各接続機器の修理交換料金等は会員の負担とします。</p> <p>2. 事由の如何を問わず各接続機器のレンタル契約が終了した日または「BBサービス規約」に基づく利用休止期間が12ヶ月を超えた日の属する月の翌月20日(20日が土日祝祭日の場合は翌営業日)までに各接続機器が当社に返還されなかった場合、会員は、別途定める「違約金」を当社の定める方法により支払うものとします。</p>
<p>第 12 条 (譲渡等)</p> <p>3. (1) 当社は、以下に定めるところに従い、本規約に基づくレンタル契約の当社の契約上の地位を、接続機器の所有権とともに第三者に譲渡することができます。契約上の地位を譲渡することとなった場合、当社は、</p> <p>(i) 当社のホームページへの掲載、(ii) 会員が届け出ているメールアドレス宛電子メールによる送信、及び (iii) 会員が届け出ている住所宛普通郵便により、事前に譲受人の名称、譲渡日等を特定して会員に通知します。かかる通知を受領した会員は、当該通知に記載の譲渡日をもって、その譲渡に承諾したものとみなされます。なお、ホームページへの掲載は、譲渡日の少なくとも1週間前に行うものとします。</p>	<p>第 12 条 (譲渡等)</p> <p>3. (1) 当社は、以下に定めるところに従い、本規約に基づくレンタル契約の当社の契約上の地位を、各接続機器の所有権とともに第三者に譲渡することができます。契約上の地位を譲渡することとなった場合、当社は、(i) 当社のホームページへの掲載、(ii) 会員が届け出ているメールアドレス宛電子メールによる送信、及び (iii) 会員が届け出ている住所宛普通郵便により、事前に譲受人の名称、譲渡日等を特定して会員に通知します。かかる通知を受領した会員は、当該通知に記載の譲渡日をもって、その譲渡に承諾したものとみなされます。なお、ホームページへの掲載は、譲渡日の少なくとも1週間前に行うもの</p>

<p>(6) 契約上の地位の譲渡が有効に成立することを条件として、会員は、以後譲受人のために各接続機器を占有するものとします。但し、契約上の地位の譲渡が解除された場合にはこの限りではありません。</p>	<p>のとします。 (6) 契約上の地位の譲渡が有効に成立することを条件として、会員は、以後譲受人のために各接続機器を占有するものとします。但し、契約上の地位の譲渡が解除された場合にはこの限りではありません。</p>
<p>条文なし</p>	<p>地デジチューナー (R) に関する特約 本条は、当社が提供する地デジチューナー (R) 用地デジチューナー (以下、本条では「地デジチューナー (R)」といいます) のレンタル申し込みを行う会員に対して適用されるものとします。</p> <p>第 14 条 (禁止事項) 本特約 (第 14 条乃至第 15 条の 3) は、当社に対して地デジチューナーのレンタル契約の申し込みを行う会員に対して適用されるものとします。</p> <p>(1) 録画・保存した映像等を個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内で楽しむ目的以外の目的をもって利用・複製すること、およびネットワーク等を通じて公衆に送信し、または公衆に送信できる状態にすること</p> <p>(2) 当社または第三者の著作権、商標権その他一切の権利を侵害する行為、またはそのおそれのある行為</p> <p>(3) その他法令に違反する、または違反するおそれのある行為</p> <p>第 15 条 (情報の取得について) 当社は、地デジチューナー (R) を提供するにあたり、以下の各情報を取得、保持かつ利用する場合があります。当社は、これらの情報について本規約に従い取り扱いします。</p> <p>(1) 端末特定に必要な情報 機器固有 ID (製造番号、品番等)</p> <p>(2) 地デジチューナー (R) ・指定アプリの利用ならびに通信等の情報 利用日時、利用状態、利用内容、インストール、バージョン情報等</p> <p>(3) 位置情報</p>

	<p>Wi-Fi、GPS による端末の位置情報</p> <p>第 15 条の 2（情報の利用について） 当社は、地デジチューナーにて取得した情報をレンタル契約のお申し込み時に取得した会員の契約者情報と関連付けて取り扱う場合がございます。これらの情報について、本規約および別途当社が定めるプライバシーポリシー（http://www.softbankbb.co.jp/ja/privacy/）に従い、取り扱います。また、地デジチューナーにて取得した情報について個人を特定しない形で第三者に提供する場合があります。</p> <p>第 15 条の 3（取得する情報の利用目的） 当社は、地デジチューナー（R）にて取得、保持した情報を以下に定める目的に従って利用する場合があります。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 当社サービスの利便性の向上、品質改善または利用者に対するサービス、技術の提供のため (2) 指定アプリの最新バージョン提供のため (3) 利用者からの問い合わせへの対応および当社サービスの利用に関する手続きのご案内や情報の提供等のカスタマーサポートのため (4) 利用状況の分析、効果測定、その他各種マーケティング調査および分析を行うため (5) 当社が提供する特典の適用の有無を識別するため (6) 興味関心に基づく情報を利用者に提供するため (7) その他、当社サービスの提供に必要な業務のため
--	--

「オプションパック規約」新旧対照表

改定前（2013 年 8 月 1 日付）	改定後（2013 年 9 月 3 日付）
<p>第 1 条（本規約の目的） オプションパック規約（以下「本規約」といいます）は、ソフトバンク BB 株式会社（以下「当社」といいます）が提供する Yahoo! BB サービス（以下「ブロードバンドサービス」といいます）において、複数のオプションサービスをパッケージ化して提供するパッケージ</p>	<p>第 1 条（本規約の目的） この「オプションパック規約」（以下「本規約」といいます）は、ソフトバンク BB 株式会社（以下「当社」といいます）が提供する Yahoo! BB サービス（以下「ブロードバンドサービス」といいます）において、複数のオプションサービスをパッケージ化して提供する</p>

サービス（以下「本サービス」といいます）ことについて定めるものです。本サービス内の各オプションサービスに関する規定は、各オプションサービスの規約に準じるものとします。本規約が各オプションサービス規約と異なる定めをしているときは、本規約が優先して適用されるものとします。

パッケージサービス（以下「本サービス」といいます）について定めるものです。本サービス内の各オプションサービスに関する規定は、各オプションサービスの規約に準じるものとします。本規約が各オプションサービス規約と異なる定めをしているときは、本規約が優先して適用されるものとします。

第2条（提供サービス）

1. 本規約では以下のオプションサービスについてのパッケージ提供を定めます。

項番	1
パッケージ名称	バリューパック
パッケージ対象 オプションサービス	光 BB ユニットレンタル Wi-Fi マルチパック 地デジチューナープラス または地デジチューナー (R) BB セキュリティ for Smart Device powered by McAfee® BB セキュリティ Internet SagiWall ™ (Android 版) BB ライフ ソフトバンク Wi-Fi スポ ット
パッケージ提供価格 (月額)	2,680 円
提供可能 ブロードバンドサービス	Yahoo! BB 光 with フレッ ツ Yahoo! BB 光フレッツコー ス
適用期間	適用開始日より 24 ヶ月 間（自動更新）
解除料	5,250 円

第2条（提供サービス）

1. 当社は、本規約に基づき、次の各項番に定めるパッケージ対象オプションサービスをパッケージ化し、パッケージ提供価格(月額)にて提供いたします。

項番	1
パッケージ名称	バリューパック
パッケージ対象 オプションサービス	光 BB ユニットレンタル Wi-Fi マルチパック 地デジチューナープラス または地デジチューナー (R) BB セキュリティ for Smart Device powered by McAfee® BB セキュリティ Internet SagiWall ™ (Android 版) BB ライフ ソフトバンク Wi-Fi スポ ット
パッケージ提供価格 (月額)	2,680 円
提供可能 ブロードバンドサービス	Yahoo! BB 光 with フレッ ツ Yahoo! BB 光フレッツコー ス
適用期間	適用開始日より 24 ヶ月 間（自動更新）
解除料	5,250 円
項番	2
パッケージ名称	バリューパック
パッケージ対象オプションサービス	無線 LAN パック 地デジチューナー (R) BB セキュリティ for Smart Device powered by McAfee® BB セキュリティ Internet SagiWall ™ (Android 版) BB ライフ

<p>2. 前項に定める項番1のパッケージサービスは2013年6月1日以降に本規約の申込をした会員に適用されます。</p> <p>3. 前項に定める項番1のパッケージ対象オプションサービスのうち、地デジチューナープラスまたは地デジチューナー（R）のいずれを提供するかは、会員が利用するサービスに応じて当社が任意に選択、決定するものとする。</p> <p>4. 前項に定める項番1のパッケージ対象オプションサービスのうち、BB セキュリティ for Smart Device powered by McAfee® および BB セキュリティ Internet SagiWall™（Android版）については、各サービス1ライセンスとなります。</p> <p>5. 前項に定める項番1のパッケージ対象オプションサービスのうち、ソフトバンクモバイル株式会社（以下「SBM」といいます）が提供するソフトバンク Wi-Fi スポットは、当社指定のタブレット（以下「指定タブレット」とします）においてのみサービスの利用が可能となります。なお、会員がソフトバンク Wi-Fi スポットを利用する場合は、SBMが別途定める「ソフトバンク Wi-Fi スポット利用規約」の条件に従うものとします。</p>	<table border="1" data-bbox="858 264 1522 591"> <tr> <td></td> <td>ソフトバンク Wi-Fi スポット</td> </tr> <tr> <td>パッケージ提供価格（月額）</td> <td>2,680 円</td> </tr> <tr> <td>提供可能ブロードバンドサービス</td> <td>Yahoo! BB ADSL Yahoo! BB バリュープラン</td> </tr> <tr> <td>適用期間</td> <td>適用開始日より 24 ヶ月間（自動更新）</td> </tr> <tr> <td>解除料</td> <td>5,250 円</td> </tr> </table> <p>2. 前項に定める項番1のパッケージサービスは2013年6月1日以降に提供可能ブロードバンドサービスにおいて本規約に基づき本サービスの利用申込をした会員に適用されます。また、前項に定める項番2のパッケージサービスは2013年9月3日以降に提供可能ブロードバンドサービスにおいて本規約に基づき本サービスの利用申込をした会員に適用されます。</p> <p>3. 第1項に定める項番1のパッケージ対象オプションサービスのうち、地デジチューナープラスまたは地デジチューナー（R）のいずれを提供するかは、会員が利用するサービスに応じて当社が任意に選択、決定するものとします。</p> <p>4. 第1項に定める項番1および項番2のパッケージ対象オプションサービスのうち、BB セキュリティ for Smart Device powered by McAfee® およびBB セキュリティ Internet SagiWall™（Android版）については、各サービス1ライセンスとなります。</p> <p>5. 第1項に定める項番1および項番2のパッケージ対象オプションサービスのうち、ソフトバンクモバイル株式会社（以下「SBM」といいます）が提供するソフトバンク Wi-Fi スポットは、当社指定のタブレットにおいてのみサービスの利用が可能となります。なお、会員がソフトバンク Wi-Fi スポットを利用する場合は、SBMが別途定める「ソフトバンク Wi-Fi スポット利用規約」の条件に従うものとします。</p>		ソフトバンク Wi-Fi スポット	パッケージ提供価格（月額）	2,680 円	提供可能ブロードバンドサービス	Yahoo! BB ADSL Yahoo! BB バリュープラン	適用期間	適用開始日より 24 ヶ月間（自動更新）	解除料	5,250 円
	ソフトバンク Wi-Fi スポット										
パッケージ提供価格（月額）	2,680 円										
提供可能ブロードバンドサービス	Yahoo! BB ADSL Yahoo! BB バリュープラン										
適用期間	適用開始日より 24 ヶ月間（自動更新）										
解除料	5,250 円										
<p>第4条（適用開始日と利用申込の承諾）</p> <p>2. 当社は、次の各号の一に該当する場合には、本サー</p>	<p>第4条（適用開始日と利用申込の承諾）</p> <p>2. 当社は、次の各号の一に該当する場合には、本サー</p>										

<p>ビスの利用申込を承諾しないことがあります。</p> <p>(4) 過去に不正使用などにより本サービスの適用を解除されていること、または本サービスもしくは当社が提供する他のサービスの利用を停止されていることが判明したとき。</p>	<p>ビスの利用申込を承諾しないことがあります。</p> <p>(4) 過去に不正使用などにより本サービスの利用契約を解除されていること、または本サービスもしくは当社が提供する他のサービスの利用を停止されていることが判明したとき。</p>
<p>第 5 条 (利用料金)</p> <p>1. 本サービスの適用開始日以降は、第2条1項に定めるパッケージ提供価格が本サービス内の各オプションサービスの課金開始日より優先して適用されるものとします。なお、本サービスの申込以前より既に利用中のパッケージ対象オプションサービスがある場合、本サービスの適用開始日までの期間は各オプションサービスの通常料金が適用されるものとします。</p> <p>2. 本サービスの適用開始月および終了月の利用料金は、原則として月額利用料金をお支払いいただくものとし、日割課金は行いません。</p> <p>3. 当社は、料金等その他利用契約に基づき当社が会員に対して有する債権の請求および受領行為を第三者に委託できるものとします。</p>	<p>第 5 条 (利用料金)</p> <p>1. 本サービスの適用開始日以降は、第2条第1項に定めるパッケージ提供価格が本サービス内の各オプションサービスの課金開始日より優先して適用されるものとします。なお、本サービスの申込以前より既に利用中のパッケージ対象オプションサービスがある場合、本サービスの適用開始日までの期間は各オプションサービスの規約に定める通常料金が適用されるものとします。</p> <p>2. 本サービスの適用開始月および終了月の利用料金は、原則として月額利用料金全額をお支払いいただくものとし、日割計算による課金は行いません。</p> <p>3. 当社は、料金等その他本サービスの利用契約に基づき当社が会員に対して有する債権の請求および受領行為を第三者に委託できるものとします。</p>
<p>第 6 条 (本サービスの終了について)</p> <p>当社は、会員が次のいずれかに該当した場合には、本サービスの適用を解除しパッケージ提供価格を終了します。</p> <p>(1) 第 2 条 1 項に定めるパッケージ対象オプションサービスを一つ以上解約した場合</p> <p>(2) 第 2 条 1 項に定める提供可能ブロードバンドサービス以外のサービスに変更した場合ブロードバンドサービスの利用契約が終了した場合</p>	<p>第 6 条 (本サービスの終了について)</p> <p>当社は、会員が次のいずれかに該当した場合には、本サービスの利用契約を解除しパッケージ提供価格の適用を終了します。</p> <p>(1) 第 2 条 第 1 項に定めるパッケージ対象オプションサービスを一つ以上解約した場合</p> <p>(2) 第 2 条 第 1 項に定める提供可能ブロードバンドサービス以外のサービスに変更した場合ブロードバンドサービスの利用契約が終了した場合</p>
<p>第 7 条 (適用期間および解除料について)</p> <p>1. 第 2 条 1 項に定める項番 1 のサービスについては、課金開始日の属する月から起算して 24 ヶ月後の月末までを適用期間とし、適用期間の満了月までに第 6 条 1 項の終了条件を満たさなかった場合は、更に 24 ヶ月間を適用期間として自動更新されるものと</p>	<p>第 7 条 (適用期間および解除料について)</p> <p>1. 第 2 条 第 1 項に定める項番 1 および項番 2 のパッケージサービスについては、課金開始日の属する月から起算して 24 ヶ月後の月末までを適用期間とし、適用期間の満了月までに第 6 条 各号の終了条件を満たさなかった場合は、更に 24 ヶ月間を適用期間とし</p>

<p>します。</p> <p>2. 本サービスのうち、第2条1項において解除料が設定されているパッケージサービスについては、適用期間の満了月以外に当該パッケージサービスを終了した場合、会員は当社に同項にて定める解除料を支払うものとします。なお、当社が提供する他のサービスを本サービスと同月内に解約することにより解除料が重複して発生する場合は、10,500円を解除料の上限金額として当社に対して支払うものとします。</p>	<p>て自動更新されるものとします。</p> <p>2. 本サービスのうち、第2条第1項において解除料が設定されているパッケージサービスについては、適用期間の満了月以外に当該パッケージサービスの利用契約が終了した場合、会員は当社に対して同項にて定める解除料を支払うものとします。なお、当社が提供する他のサービスを本サービスと同月内に解約することにより解除料が重複して発生する場合は、10,500円を解除料総額の上限金額として当社に対して支払うものとします。</p>
--	--

「ソフトバンク BB サービス規約」新旧対照表

<p>第16条の2（利用停止）</p> <p>(10) 本サービスの利用契約成立後に、第7条第2項各号に該当する事由の存在が判明したとき。</p>	<p>第16条の2（利用停止）</p> <p>削除</p>
<p>附則2</p> <p>条文なし</p>	<p>附則2</p> <p>Yahoo! BB ホワイトプラン (a) および Yahoo! BB ホワイトプラン (b) への新規申し込みの受付および、当社が提供する他のブロードバンドサービスから Yahoo! BB ホワイトプラン (a) へのサービス変更の受付については、2013年9月2日を以って終了するものとします。</p>